

# 桑野川の特定都市河川指定を 視野に入れた取組状況

国土交通省 那賀川河川事務所

# 流域治水関連法の整備

## ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

＜予算関連法律＞

【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

### 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

### 法律の概要

#### 1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

##### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- ー市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

##### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- ー国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- ー協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

#### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

##### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- ー**利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- ー**下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- ー下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

##### ◆ 流域における**雨水貯留対策**の強化

- ー**貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- ー**都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- ー**認定制度**、**補助**、**税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

#### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

##### ◆ 水防災に対応した**まちづくりとの連携**、**住まい方の工夫**

- ー**浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- ー**防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- ー**災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

#### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- ー要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

# 特定都市河川浸水被害対策法の概要

公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



# 特定都市河川浸水被害対策法の概要

※令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要より抜粋

○ 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。

○ 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。  
※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

○ 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。

対象：都道府県

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

拡充内容：令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援

○ 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)

(併せて取り組む事項)

○ 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。

〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程				
			R5	R6	R7	R8	R9~
特定都市河川の指定 ・ 流域水害対策計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害対策の実施		
	B川	A県 関係12市町村		合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害対策の実施	
	C川	B県 関係5市町村			合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害 対策の実施

# 特定都市河川制度の活用による流域治水の推進

※国土交通省HPより引用

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年度11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法※1に基づき、特定都市河川の河川指定を全国に拡大。  
※1特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる流域水害対策協議会で法的枠組みに基づき流域水害対策計画を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流域抑制対策や規制※2等を連携して実施。  
※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留昨日保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化に取り組むことで実効性をより高める。

## 特定都市河川の指定等の状況(令和8年1月1日時点)

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**36水系428河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:29水系364河川)

- **流域水害対策計画**は、**21水系315河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:14水系260河川)

【凡例】

◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)

◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)



# 桑野川流域における特定都市河川指定に向けたロードマップ

